# 資料

## 1. 子育て支援関連事業一覧

事業の塗りつぶしは重点事業に関連のある事業です。

番号	事業名	内容	担当課	
基本目標	票1 生まれてくる喜びを	親子で分かち合うことができる環境づくり		
基本抗	基本施策(1) 妊娠・出産期からの切れ目のない支援			
		母子手帳の交付時、保健師による面接を実施し妊娠・		
	   妊娠届の受理及び	出産においてのリスクアセスメントや妊婦の不安の有		
1	妊娠周の支達及の     母子手帳交付	無を確認し、フォローの必要性を判断しています。支	健康増進課	
'	母子子帳文刊     事務事業	援が必要な方には電話や家庭訪問等、継続的な支援	) 健康	
	尹伪尹未 	を行い、妊娠期から子育て期へ切れ目のない支援を		
		実施しています。		
2		健診の受診費用にかかる経済的負担の軽減を図り、	健康増進課	
2	· 好州性砂事来	定期的に健診を受診することを支援しています。	<b>姓尿坦</b> 连床	
		初めての妊娠、出産、育児に不安を抱えている妊産婦		
		に対して早期に助産師や保健師が家庭訪問を行うこ		
	   妊産婦・乳幼児訪問	とで、子どもの養育環境の確認を行い、サービス等の		
3	指導事業	情報提供を行うことで、不安の軽減や産後うつの早期	健康増進課	
		発見、虐待予防につなげています。また、乳幼児健診		
		等で家庭訪問が必要と判断された場合にも実施して		
		います。		
		妊娠・出産から育児に関する様々な知識の普及と育		
4	育児等教育•相談	児等に関する不安の軽減を図っています。また、中学	  健康増進課	
'	事業	校において、思春期教育を実施し、性に関する正しい	足冰省之际	
		知識の普及と命の大切さを伝えています。		
		疾病の予防や早期発見、早期治療を図るため、保護		
5	乳幼児健診事業	者に対し成長・栄養・育児に関する保健指導、相談を	健康増進課	
		実施し、乳幼児の健全な育成を進めています。		
	   子ども家庭サポータ	研修を受け、サポーターとして認定を受けた支援員が		
6	一連携事業	子ども家庭サポーターとして養育に関する電話相談を	こども課	
	~	行ったり、赤ちゃん訪問に同行しています。		
	   子育て短期支援	保護者の育児疲れ、出張等の理由により、児童養護		
7	事業	施設において、短期間の児童の一時預かりを実施し	こども課	
		ています。		

番号	事業名	内容	担当課			
		21 世紀を担う子どもの誕生を祝うとともに健やかな成				
8		長を願い、本市への愛着と公共施設の緑化推進とし	2. 以北米本			
	市民緑化推進事業	て、誕生記念植樹と集合ネームプレート1基を設置し	みどり推進室			
		ます。				
基本於	基本施策(2) 妊娠期から乳幼児期の保健対策の充実					
		乳幼児から思春期まで、健やかな成長に欠かせない				
0	乳幼児栄養指導•	食事。健診時の栄養相談や講座の開催等を行い、保	/da = + H			
9	食育事業	護者の不安解消や食に関する知識の啓発・普及を行	健康増進課			
		っています。				
10	予防接種事業	予防接種によって感染症の予防及び蔓延の防止に努	健康増進課			
10	了仍按性争未	めています。	<b>健</b> 尿			
11	養育医療費助成	入院治療を必要とする未熟児を対象に、医療費の自	保険年金課			
11	事業	己負担額の一部を助成します。	体陕牛並味			
	南河内北部広域 小児急病診療事業	土曜・日曜・祝日・年末年始の夜間における小児の初				
12		期救急医療体制を確保しています。運営は、羽曳野	健康増進課			
	<b>小光心</b> M砂原 <del>节未</del>	市、藤井寺市、松原市で行っています。				
基本於	施策(3) 子育て期にお	ける父親の家事・育児の参画				
		妊娠・出産から育児に関する様々な知識の普及と育				
13	育児等教育•相談	児等に関する不安の軽減を図っています。また、中学	健康増進課			
13	事業【再掲】	校において、思春期教育を実施し、性に関する正しい	<b>姓冰</b> 坦延林			
		知識の普及と命の大切さを伝えています。				
基本於	<b>ف</b> 策(4) 妊娠期からの	虐待予防の取り組み				
	育児支援家庭訪問	新生児家庭を訪問し、保護者が安心して育児ができる				
14	事業	よう相談に応じ、また、家庭の状況の把握を行ってい	こども課			
	ザネ	ます。				
		児童を見守り、親の家事援助による育児スキルの向				
15	養育支援訪問事業	上と育児ストレスの軽減により児童虐待の防止に努め	こども課			
		ています。				
		市役所(こども課) や保健センター(子育て世代包括支				
16	利用者支援事業	援センター)において、子育てについての相談に応じ、	こども課			
	コガロロスルデス	また必要な情報(保育所への入園や子育て支援事業				
		等)提供を行っています。				

番号	事業名	内容	担当課
基本抗	施策(5) 地域子育て支	- 援事業の充実	
17	地域子育て支援 拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育でについての相談、情報の提供、助言等を行っています。また、年齢別に親子教室や親子で楽しめるイベント等を開催しています。	こども課
18	一時預かり事業	私立保育所において、家で保育をしている保護者に対して支援することで、育児疲れ、急病や入院等に伴う 心理的・肉体的な負担の解消を図っています。	こども課
19	保育園地域活動事業	公立保育所や認定こども園において、園庭開放や親子教室を実施し、子育てに不安を抱える保護者が相談できる機会を提供し、児童虐待の早期発見、支援につなげています。	こども課
基本目標	票2 楽しいことがいっぱ	いの幼児期を過ごすことができる環境づくり	
基本抗	施策(1) 質の高い教育	・保育の提供	
20	子育て支援保育士 事業	私立保育園と通園施設において、園庭開放や親子教室を実施し、子育でに不安を抱える保護者が相談できる機会を提供し、児童虐待の早期発見、支援につなげています。	こども課
21	家庭支援推進保育 所事業	公立保育所において、支援の必要な家庭の早期発見 のため、保育所入所児童の家庭、また、在宅で子育て をしている家庭を対象に、家庭訪問、出前保育、育児 相談等を実施しています。	こども課
22	はびきの E-Kids! 事業	英語を楽しみながら学ぶとともに、英語力やグローバルな視野の基礎づくりを図るため、公立幼稚園・認定こども園に通う4歳児及び5歳児を対象として、外国人スタッフによる英会話教室を実施しています。	政策推進課
23	保育園リフレッシュ 事業	乳幼児の安全性を確保するため、劣化等によって修 繕が必要な機器の更新や軽微なバリアフリー化等の 施設改善を進めています。	こども課
24	幼保連携型認定こど も園整備事業(公立)	質の高い総合的な就学前教育・保育を提供できる環境として、令和4年4月に市内で2つ目の公立認定こども園を設立し、運営の方針やカリキュラム等、園の運営方法について準備・調整を行います。	こども課

番号	事業名	内容	担当課
		公立幼保連携型認定こども園において、今後共通とし	
25	幼保一体化推進	ていくカリキュラムの作成を通して、幼稚園教諭・保育	こども課
	事業(公立)	士の交流を図り、研修機会を充実させ、職員の質の向	ことも味
		上に努めていきます。	
基本施	i策(2) 子どもの遊び <sup>は</sup>	場の確保	
26	公園管理事務事業	児童が安心して快適に利用できるように、安全点検等	<b>送吸</b> (4) 国 田
20	公园自垤争伤争未	を実施しています。	道路公園課
		健康ふれあいの郷グラウンド・ゴルフ場の1コースを活	
	水と緑のキッズパー	用し、夏場に芝生と水辺の遊び場を無料開放すること	
27	ク事業	により、子どもたちが想像力で工夫して遊びをつくり出	スポーツ振興課
	り争未	し、その遊びの中から事故回避能力や判断力を育む	
		ことのできる場を提供します。	
基本施	策(3) 利用者の視点	に立った子育て支援事業の充実	
20	通常保育事業	公立・民間の保育所、認定こども園において、待機児	こども課
28		童ゼロを目指して安定した保育を提供しています。	
00	延長保育事業	保育認定を受けた時間に加えて保育が必要となった	こども課
29		場合に対応しています。	
	病児保育事業	病気回復期の児童を対象に、家庭で療育が困難な場	
		合、一時的に保育を行います。また、公立・民間の保	
20		育所、認定こども園に通園する児童が通園中に体調	こども課
30		不良となった場合、保護者の就労状況によりすぐに迎	ことも味
		えに来られない場合は、保育施設で引き続き保育を行	
		います。	
	ファミリー・サポート・	子育てを援助してほしい人(依頼会員)と子育ての援	
31	センター運営事務事	助をしたい人(協力会員)の相互援助活動を行いま	こども課
	業	す。	
		発達過程に弱さや遅れが見られる子どもとその保護	
32	パンダ・きりん教室	者に対して支援を行い、幼児の心身の健全な発達を	ははません
32	開催事業	促し、保護者の育児力の向上や育児不安の軽減につ	健康増進課   
		なげています。	
22	はびきの子育てネッ	市内の公式子育て応援サイトとして、子育てに関する	- じ+ <del>=</del> =
33	ト運用事務事業	情報の発信、地域の子育て支援を進めています。	こども課

基本 目標3 のびのび育ち、楽しく学べる学童期を過ごすことができる環境づくり 基本施策(1) 生きる力の育成  34 教育改革審議会運 子育て及び教育行政の新たな課題等の重要事項について調査・審議を行います。	<b>育課</b>
34   教育改革審議会運   子育て及び教育行政の新たな課題等の重要事項について調査・審議を行います。	<b>育課</b>
34   営事務事業   いて調査・審議を行います。   学校教育   学校教育   学力向上推進委員会運営事業   中学校単位で「生きる力」として学力向上に向けた取り組みを行っています。   少人数指導と基礎学   学校において、少人数指導を実施し、子どもたちが学   ぶことの喜びや理解することの達成感を体験し楽しく   学校教育   東り組み推進事業   学ぶことができるよう、環境を整えます。	<b>育課</b>
対象事業   いて調査・審議を行います。	<b>育課</b>
学力向上推進委員会運営事業   います。中学校単位で「生きる力」として学力向上に向けた取り組みを行っています。   学校ればいて、少人数指導を実施し、子どもたちが学力の向上に向けた   ぶことの喜びや理解することの達成感を体験し楽しく   学校教育   取り組み推進事業   学ぶことができるよう、環境を整えます。	
35 会運営事業 います。中学校単位で「生きる力」として学力向上に向 学校教育 けた取り組みを行っています。 少人数指導と基礎学 学校において、少人数指導を実施し、子どもたちが学 ぶことの喜びや理解することの達成感を体験し楽しく 学校教育 取り組み推進事業 学ぶことができるよう、環境を整えます。	
けた取り組みを行っています。  少人数指導と基礎学 学校において、少人数指導を実施し、子どもたちが学 がにおいて、少人数指導を実施し、子どもたちが学 がことの喜びや理解することの達成感を体験し楽しく 学校教育 取り組み推進事業 学ぶことができるよう、環境を整えます。	<b>î</b> 課
36 力の向上に向けた ぶことの喜びや理解することの達成感を体験し楽しく 学校教育 取り組み推進事業 学ぶことができるよう、環境を整えます。	課
取り組み推進事業  学ぶことができるよう、環境を整えます。	課
クラブ活動を诵じて白尊感情や白己肯定感を育成す	
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
るため、児童・生徒の心身両面での健全育成と、学年 37 クラブ活動助成事業 学校教育	5 = ⊞
37   プラブ活動助成事業   学級の枠を超えて同じ目標に向かって努力する力を   学級の枠を超えて同じ目標に向かって努力する力を	1 本
育成しています。	
基本施策(2) 魅力ある学校教育の推進	
学力向上、支援教育の充実、いじめの防止等今日的	
な教育課題の解決のため、大学生等の支援員を小学はついるとスクール支援は	
38	<b>î</b> 課
な支援が必要とする児童・生徒への介助及び支援等	
を行います。	
「羽曳野市子ども読書活動推進計画(第2次)」に基づ	
子ども読書活動推進 き、子どもが読書に親しむ機会の提供とそのための環 図書館 1	,
39	ŧ
を深めるため、広報啓発活動を行います。	
安全で充実した給食を実施し、各学校では栄養教諭を	
小学校給食提供	孫課
事業はます。	
ナロュ サルカル 子ども一人ひとりの「生きる力」を育成するため、保幼	
幼保中一貫教育推   小中一貫教育を推進します。また、横断的な教育カリ   学校教育	<b>î</b> 課
進事業 キュラムを作成し、校種間の段差等を解消します。	
小規模校における外	
小規模校では取り組みが難しい、グループでの外国   学校教育   学校教育	<b>î</b> 課
語を使ったコミュニケーション活動を実施します。 事業	

番号	事業名	内容	担当課
43	学校いじめ問題対策 審議会運営事務事 業	いじめ防止等の有効な対策を検討するなど、専門的知見からの審議を行います。	学校教育課
44	ALTを活用した外国 語教育推進事業	児童・生徒の言語や発音の向上、英語によるコミュニケーションの能力の育成と国際理解を深めるため、外国の文化や行事、生活習慣、歴史等に関する活動を行います。	学校教育課
45	人権教育推進事業	子どもたちの人権が尊重される学校園づくりを行うため、各小・中学校における人権に関する校内研修を充実させます。	学校教育課
46	携帯電話の利用 制限	大阪府のガイドラインを精査し、全児童・生徒の校内 への持ち込みの可否・学校での管理・保管方法、ルー ルの徹底等の課題を踏まえて効果的な携帯電話の利 用方法を考えています。	学校教育課
47	総合教育会議関連 事務事業	首長と教育委員会の間で十分な意思疎通が図られ、 教育課題にともに取り組めるよう、重点的に講ずるべ き施策等の協議・調整を行います。	政策推進課
48	教育相談事業	専門的知識を有する者を専門員として設置し、保護者 や教員に対してカウンセリング等を実施します。	学校教育課
49	環境教育推進事業	多くの学校で実施している学校区のボランティア清掃 等、総合学習の時間等を利用して、市の環境に向け た取り組みを学び、家庭・地域等の環境意識の向上に 努めています。	学校教育課
基本抗	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	· 交づくり	
50	教職員研修事務 事業	学習指導要領実施も踏まえ、教職員のスキルの向上 のため、大学の先生をはじめ、専門知識のある方に研 修を実施してもらい、授業改善に取り組みます。	学校教育課
51	教育指導専門員 事業	授業力向上、子どもとの関係づくりや生徒指導等、教育の資質向上に関する研修を実施します。また、教育指導専門員を配置し、初任者研修の指導助言を補助的に実施します。	学校教育課
52	教職員の英語サポ ート事業	小学校・義務教育学校における英語教科化に向け、 英語教育指導専門員を派遣し、教職員に対して指導・ 助言等を行います。	学校教育課

番号	事業名	内容	担当課
基本抗	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		
53	学校ICT環境整備 事業	児童・生徒のICT活用能力を高めるため、ICT教育環境の充実を図ります。	教育総務課
54	情報リテラシー教育	情報リテラシーや情報モラルに関する広い見識と判断能力、確かな倫理観の習得に向け、子どもたちに情報教育を進めます。	学校教育課
基本抗	施策(5) 放課後活動へ		
55	放課後児童健全育 成事業(放課後児童 クラブ)	就労や疾病等により保護者が放課後家庭にいない児童に対して放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)を開催しています。児童の安全を守り、遊びや異年齢との集団生活を通して、健康で自主性や社会性を備えた児童の健全育成を目的に実施しています。	社会教育課
56	留守家庭児童会 学習支援事業	自発的な学習習慣を定着させることを目的として、放課後児童クラブの各教室において、市の職員が週一回程度、学校の宿題のチェックや質問への対応等、児童への学習支援を行っています。	政策推進課
57	放課後子ども教室事業	市内 13 小学校 1 義務教育学校区で、放課後等に学校の施設を利用してスポーツ、文化活動、様々な遊びや地域ボランティアとの交流等を実施しています。	社会教育課
基本抗	を策(6) 子どもの活動 ・	機会の充実	
58	各種教室等開催 (青少年センター) 事業	主に小学生以上の児童・生徒を対象に、土曜・日曜日、また、下校時間が早い水曜日の午後に、伝統文化や芸術の定期教室等を開催しています。	社会教育課
59	白鳥児童館運営事務事業	子育て親子の交流の場の提供や子育て相談等の子育て支援事業を実施しています。また、小学生を対象とした遊び場の提供等、工作や体験型教室も開催しています。	社会教育課
60	青少年児童センター 運営事務事業	青少年の放課後や土曜、夏休み期間等に、安心安全 な居場所づくりを実施しています。また、親子のふれあ いの場として体操教室も実施しています。	社会教育課
61	ふれあい広場関連 事務事業	グレープヒルスポーツ公園野外活動広場を利用して青 少年の体験活動の充実を図り、また、夏休みには親 子サマーイベントを開催しています。	社会教育課

番号	事業名	内容	担当課
	けびもの百つカー	各小学校高学年を対象に、夏休み期間中の各小学校	
62	はびきの夏スタ! 事業	において、自学自習とレクリエーションの機会を提供し	政策推進課
	尹未	ています。	
基本目標	票4 希望に満ちた思春	期を過ごすことができる環境づくり	
基本抗	<b>拖策(1) 一人ひとりの</b> 思	思考力・判断力・表現力の育成	
		中学生を対象に、学習の習慣づけや学力の向上を目	
63	はびきの中学生	的として、市役所内の会議室等において自学自習の	政策推進課
03	study−O事業	場を提供し、市職員及びサポートスタッフが一人ひとり	以來推進誅
		   の習熟度に応じた助言や個別指導を行っています。	
		市職員が小・中学校のクラブ活動にない女子サッカー	
	 小・中学生スポーツ	   や硬式テニスを指導し、運動の機会と場所を提供する	
64	クラブ活動事業	   ことで、児童・生徒の健康づくり・居場所づくりの促進を	政策推進課
		図っています。	
基本抗	 拖策(2) 豊かな心を育る		
		妊娠・出産から育児に関する様々な知識の普及と育	
	育児等教育·相談	   児等に関する不安の軽減を図っています。また、中学	77 CT 14 14 - 14
65	事業【再掲】	校において、思春期教育を実施し、性に関する正しい	健康増進課
		知識の普及と命の大切さを伝えています。	
基本加	施策(3) 心と身体の健	東づくりの支援	
	中学校給食提供	弁当を持参できない生徒に栄養バランスを考えた給食	
66	事業	を提供しています。予約システムにより「選択制」の給	教育総務課
	7.7	食を実施しています。	
	│ │ 不登校児童生徒	不登校児童・生徒の学校復帰を目指し、小集団活動	
67	適応指導事業	(学習支援・料理・スポーツ・野外活動等)を通じて集	学校教育課
		団への適応力を育成します。 	
基本抗	も策(4) 相談体制の充 □		
		臨床心理の専門家や経験を有するカウンセラーを各	
68	スクールカウンセラ	中学校・義務教育学校に配置して相談体制を整え、ま	学校教育課
	一配置事業 	た、教職員へのコンサルテーションにより、いじめや不	
		登校等の未然防止・早期対応に取り組んでいます。	

番号	事業名	内容	担当課
基本目標	' 票5 未来に向けての青:	ー 年期を過ごすことができる環境づくり	
基本的	・ ・ ・ ・ ・ に ま に に に に に に に に に に に に に		
		地域就労支援センターにコーディネーターを配置し、	
69	地域就労支援事業	就労支援を行っています。また、地域就労支援障害者	産業振興課
		雇用相談として出張相談を実施しています。	
70	進学準備給付金	生活保護世帯の子どもの大学等への進学を支援する	<b>化红短机</b> =
70	事業	ため、その費用の一部(一時金)を支給しています。	生活福祉課   
基本抗	施策(2) 体験活動の推		
	ギニンニィフレンク	夏休みのボランティア体験プログラムとして、施設や各	
71	ボランティアセンター	団体が行うサマーキャンプや夏祭りといったイベント等	社会福祉協議会
	事業	に参加できるプログラムを用意しています。	
基本抗	施策(3) 困難を有する	苦者への支援	
72	児童養護施設退所	ダルビッシュ有子ども福祉基金を活用し、児童養護施	こども課
12	児童進学応援事業	設退所児童の社会的自立を支援しています。	ことも味
基本目標	票6 一人ひとりの子ども	 の育ちを守る環境づくり	
基本抗	施策(1) 発達に不安の	ある家庭への支援	
	ペアレント・サポート	支援が必要な子どもや保護者に対して、ペアレントメン	障害福祉課
73		ター事業、ペアレントプログラム事業やペアレントトレ	健康増進課
	事業	ーニング事業を行います。	こども課
74	口中一叶子控束类	障害者・児の日中における活動の場の確保及び親の	障害福祉課
/4	日中一時支援事業 	就労支援や家族の一時的な休息等を支援します。	<b>                                 </b>
		医療機関や転入前市から依頼のあった乳幼児や、各	
75	障害・難病等の療育	乳幼児健診で「難病・小児慢性特定疾患」のある子ど	健康増進課
/5	システム推進事業	もで、療育の必要がある場合、藤井寺保健所と連携を	健尿垢進味
		図りながら療育相談や訪問を実施しています。	
		養育や訓練等が必要な児童に対して、日常生活の基	
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	本的動作の指導や知識・技能の提供、集団生活への	
76	障害児通所支援等   	適応訓練等を行います。児童発達支援や放課後等デ	障害福祉課
	│給付事業 │	イサービス等を行う事業所への通所を支援し、児童の	
		適切な発育を援助します。	
		養育者・施設従事者・事業者等による虐待から障害者	
	障害者虐待対応 事業	を守るため、早期発見・早期対応を行うとともに、未然	
77		に防ぐために積極的なアプローチを行います。緊急ー	障害福祉課
		時保護に対応するため、施設の一室を近隣4市で確	
		保しています。	

番号	事業名	内容	担当課	
78	肢体不自由児療育 支援事業	西浦小学校、峰塚中学校をセンター校として位置づけ、介助や医療的ケアが必要な児童・生徒も安心して地域の学校で学ぶことができるように、介助員と看護師を配置するほか、機能訓練士も派遣しています。	学校教育課	
79	南河内圏域障害児 (者)歯科診療事業	地域の歯科診療所において診療が困難な障害児(者)に対して、南河内圏域で歯科検診を実施しています。	健康増進課	
80	発達に障害のある児 童の居場所づくり事 業	支援が必要な児童やその保護者が悩みを抱えて孤立 や虐待に繋がらないよう、民間施設に委託し、児童や 保護者が気軽に相談できる居場所を提供しています。	社会教育課	
81	障害者相談支援 事業	障害者や障害児の保護者等からの相談に応じ、必要 な支援情報の提供や必要な援助を行います。	障害福祉課	
82	家庭児童相談事業	安心して産み育てられるように、子どもの成長や育児 等について、相談を行います。	こども課	
83	特別支援教育推進 事業	小・中学校に支援教育支援員を配置し、特別な支援が 必要な児童・生徒に対して、生活支援、行動支援、学 習支援等を行います。	学校教育課	
84	障害者雇用フォーラ ム開催事業	事業所に対して、障害者雇用に関するノウハウや雇用 上の工夫等の情報提供を行っています。	産業振興課	
85	福祉手当給付事業	重度の障害者や障害児に対して手当の支給を行いま す。	障害福祉課	
86	特別児童扶養手当 給付事務事業	政令で規定する障害の状態にある20歳未満の児童を 監護または養育者に給付を行います。	こども課	
87	重度障害者医療費 助成事業	身体障害者手帳1・2級を保持されている方、重度の 知的障害者等を対象に、医療費の自己負担額の一部 を助成します。	保険年金課	
基本施策(2) 子育て世帯への生活支援				
88	児童手当給付事務 事業	児童の健やかな成長と家庭等における生活の安定の ため、中学校修了前の児童を対象に、「児童手当」を 支給しています。	こども課	
89	子ども医療費助成 事業	O歳児から中学3年生までを対象に、医療費の自己負担額の一部を助成し、保護者の経済的負担の軽減を図っています。	保険年金課	

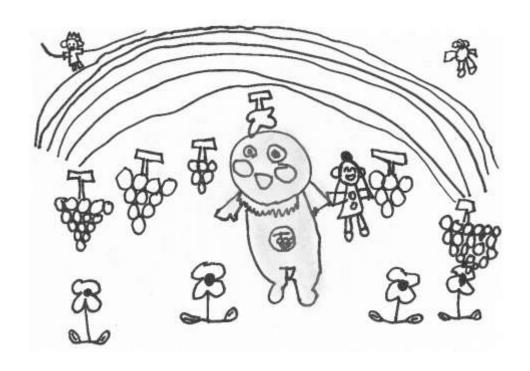
基本施策(1) 児童虐待防止対策の充実	番号	事業名	内容	担当課
### 20	基本目標	票7 支援が必要な家庭	を支える環境づくり	
### 190	基本抗	施策(1) 児童虐待防止	対策の充実	
90         要保護児童対策地域協議会事業         保健所、法務局等の関係機関が連携しながら、個別ケース検討会議等を開催し、情報共有を図っています。           91         虐待防止のための			虐待の恐れのある家庭に対して子どもを守る地域ネッ	
1		   更促護児帝対策地	トワークであり、子ども家庭センターや警察、保育所、	
###  ###  ###  ###  ###  ###  ###  ##	90		保健所、法務局等の関係機関が連携しながら、個別	こども課
### 20		· 以 励	ケース検討会議等を開催し、情報共有を図っていま	
### 25			す。	
## 25 学校卒業程度認定 試験合格支援事業		恵待吐止のための	11 月にオレンジリボンキャンペーンとして児童虐待防	
する   する   する   ま本施策(2) 多様な家庭への支援	91		止の活動のチラシ等を配布し、啓発活動を行っていま	こども課
ひとり親家庭等に対する相談体制事業 ひとり親家庭等に対し、今後の生活や制度について相談を受け、自らの力を発揮し安定した生活を営みながら、安心して子どもを育てることのできる社会づくりができるようサポートします。 ひとり親家庭の児童を監護している母親・父親または両親に代わって養育している人や、政令で定める程度の障害の状態にある児童を監護している母親・父親に対し、所得に応じた手当(月額)を支給します。 ひとり親家庭の母親・父親が、安定した雇用・収入を得られるよう、自立のための資格取得や教育訓練への給付金事業(高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金等)を実施します。 高等学校を卒業していないひとり親家庭の母親・父親及びひとり親家庭の児童が、高等学校を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められる高等学校卒業 程度認定試験合格支援事業 で時給付金の支給を、高等学校卒業程度認定試験合格を目指して民間事業者等が実施する対策適座を受講した場合、受講修了時に受講修了時に受講修了時に受講修了時に受講修了時に受講修了時に受講修了時に合格時給付金の支給を、高等学校卒業程度認定試験合格時に合格時給付金の支給を行います。 ひとり親家庭の母親・父親・寡婦の方(配偶者のない女子で、かつて配偶者のない女子として20歳未満の児童を扶養していたことのある方)の経済的自立を図るために必要な資金(お子さんの進学、親自身の技能		<b>谷</b> 宪活勁推進事業 	す。	
92 ひとり親家庭等に対する相談体制事業 談を受け、自らの力を発揮し安定した生活を営みながら、安心して子どもを育てることのできる社会づくりができるようサポートします。 ひとり親家庭の児童を監護している母親・父親に 両親に代わって養育している人や、政令で定める程度 の障害の状態にある児童を監護している母親・父親に 対し、所得に応じた手当(月額)を支給します。 ひとり親家庭の母親・父親が、安定した雇用・収入を得られるよう、自立のための資格取得や教育訓練への給付金事業(高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金等)を実施します。 高等学校を卒業していないひとり親家庭の母親・父親 及びひとり親家庭の児童が、高等学校を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められる高等学校卒業程度認定試験合格を目指して民間事業者等が実施する対策講座を受講した場合、受講修了時に受講修了時給付金の支給を、高等学校卒業程度認定試験合格時給付金の支給を行います。 ひとり親家庭の母親・父親・事婦の方(配偶者のない女子として20歳未満の児童を扶養していたことのある方)の経済的自立を図るために必要な資金(お子さんの進学、親自身の技能	基本抗	施策(2) 多様な家庭へ	 の支援	
92 する相談体制事業 ら、安心して子どもを育てることのできる社会づくりが できるようサポートします。 ひとり親家庭の児童を監護している母親・父親または 両親に代わって養育している人や、政令で定める程度 の障害の状態にある児童を監護している母親・父親に 対し、所得に応じた手当(月額)を支給します。 ひとり親家庭の母親・父親が、安定した雇用・収入を 得られるよう、自立のための資格取得や教育訓練への給付金事業(高等職業訓練促進給付金、自立支援 教育訓練給付金等)を実施します。 高等学校を卒業していないひとり親家庭の母親・父親 及びひとり親家庭の児童が、高等学校を卒業した者と 同等以上の学力を有すると認められる高等学校卒業 程度認定試験の合格を目指して民間事業者等が実施する対策講座を受講した場合、受講修了時に受講修了時給付金の支給を、高等学校卒業程度認定試験合格時に合格時給付金の支給を行います。 ひとり親家庭の母親・父親・寡婦の方(配偶者のない女子で、かつて配偶者のない女子として 20歳未満の児童を扶養していたことのある方)の経済的自立を図るために必要な資金(お子さんの進学、親自身の技能			ひとり親家庭等に対し、今後の生活や制度について相	
する相談体制事業 ら、安心して子どもを育てることのできる社会づくりができるようサポートします。  ひとり親家庭の児童を監護している母親・父親または両親に代わって養育している人や、政令で定める程度の障害の状態にある児童を監護している母親・父親に対し、所得に応じた手当(月額)を支給します。  ひとり親家庭の母親・父親が、安定した雇用・収入を得られるよう、自立のための資格取得や教育訓練への給付金事業(高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金等)を実施します。  「等学校を卒業していないひとり親家庭の母親・父親及びひとり親家庭の児童が、高等学校を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められる高等学校卒業程度認定試験合格支援事業程度認定試験の合格を目指して民間事業者等が実施する対策講座を受講した場合、受講修了時に受講修了時給付金の支給を、高等学校卒業程度認定試験合格時に合格時給付金の支給を行います。  「時給付金の支給を、高等学校卒業程度認定試験合格時に合格時給付金の支給を行います。」  「時給付金の支給を行います。」  「おり親家庭の母親・父親・寡婦の方(配偶者のない女子として20歳未満の児童を扶養していたことのある方)の経済的自立を図るために必要な資金(お子さんの進学、親自身の技能	00	ひとり親家庭等に対	談を受け、自らの力を発揮し安定した生活を営みなが	— 1°.4 =m
日童扶養手当支給事業	92	する相談体制事業	ら、安心して子どもを育てることのできる社会づくりが	ことも誄
93 児童扶養手当支給事業 両親に代わって養育している人や、政令で定める程度の障害の状態にある児童を監護している母親・父親に対し、所得に応じた手当(月額)を支給します。 ひとり親家庭等自立支援給付金事業 の給付金事業(高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金等)を実施します。  1 ひとり親家庭等高等 学校を卒業していないひとり親家庭の母親・父親及びひとり親家庭の児童が、高等学校を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められる高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 する対策講座を受講した場合、受講修了時に受講修了時給付金の支給を、高等学校卒業程度認定試験合格時に合格時給付金の支給を、高等学校卒業程度認定試験合格時に合格時給付金の支給を行います。  1 ひとり親家庭の母親・父親・寡婦の方(配偶者のない女子で、かつて配偶者のない女子として20歳未満の児童を扶養していたことのある方)の経済的自立を図るために必要な資金(お子さんの進学、親自身の技能			できるようサポートします。	
93 事業 の障害の状態にある児童を監護している母親・父親に対し、所得に応じた手当(月額を支給します。 ひとり親家庭等自立支援給付金事業 の給付金事業(高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金等)を実施します。 高等学校を卒業していないひとり親家庭の母親・父親及びひとり親家庭の児童が、高等学校を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められる高等学校卒業程度認定試験の合格を目指して民間事業者等が実施する対策講座を受講した場合、受講修了時に受講修了時給付金の支給を、高等学校卒業程度認定試験合格方援事業 でお対策講座を受講した場合、受講修了時に受講修了時給付金の支給を、高等学校卒業程度認定試験合格時に合格時給付金の支給を行います。 ひとり親家庭の母親・父親・寡婦の方(配偶者のない女子で、かつて配偶者のない女子として20歳未満の児童を扶養していたことのある方)の経済的自立を図るために必要な資金(お子さんの進学、親自身の技能			ひとり親家庭の児童を監護している母親・父親または	
事業 の障害の状態にある児童を監護している母親・父親に対し、所得に応じた手当(月額)を支給します。  ひとり親家庭の母親・父親が、安定した雇用・収入を得られるよう、自立のための資格取得や教育訓練への給付金事業(高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金等)を実施します。  高等学校を卒業していないひとり親家庭の母親・父親 及びひとり親家庭の児童が、高等学校を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められる高等学校卒業程度認定試験の合格を目指して民間事業者等が実施する対策講座を受講した場合、受講修了時に受講修了時給付金の支給を、高等学校卒業程度認定試験合格方援事業  のとり親家庭の母親・父親・寡婦の方(配偶者のない女子として20歳未満の児童を扶養していたことのある方)の経済的自立を図るために必要な資金(お子さんの進学、親自身の技能		児童扶養手当支給	両親に代わって養育している人や、政令で定める程度	— I × 1 = m
94 ひとり親家庭の母親・父親が、安定した雇用・収入を 得られるよう、自立のための資格取得や教育訓練へ の給付金事業(高等職業訓練促進給付金、自立支援 教育訓練給付金等)を実施します。	93	事業	の障害の状態にある児童を監護している母親・父親に	ことも謀
94 ひとり親家庭等自立 支援給付金事業 得られるよう、自立のための資格取得や教育訓練へ の給付金事業(高等職業訓練促進給付金、自立支援 教育訓練給付金等)を実施します。			対し、所得に応じた手当(月額)を支給します。	
94 支援給付金事業 の給付金事業(高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金等)を実施します。     高等学校を卒業していないひとり親家庭の母親・父親及びひとり親家庭の児童が、高等学校を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められる高等学校卒業程度認定試験の合格を目指して民間事業者等が実施する対策講座を受講した場合、受講修了時に受講修了時給付金の支給を、高等学校卒業程度認定試験合格時に合格時給付金の支給を行います。     ひとり親家庭の母親・父親・寡婦の方(配偶者のない女子として20歳未満の児童を扶養していたことのある方)の経済的自立を図るために必要な資金(お子さんの進学、親自身の技能			ひとり親家庭の母親・父親が、安定した雇用・収入を	
支援給付金事業 の給付金事業(高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金等)を実施します。     高等学校を卒業していないひとり親家庭の母親・父親及びひとり親家庭の児童が、高等学校を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められる高等学校卒業程度認定試験の合格を目指して民間事業者等が実施する対策講座を受講した場合、受講修了時に受講修了時給付金の支給を、高等学校卒業程度認定試験合格時に合格時給付金の支給を行います。     ひとり親家庭の母親・父親・寡婦の方(配偶者のない女子として20歳未満の児童を扶養していたことのある方)の経済的自立を図るために必要な資金(お子さんの進学、親自身の技能		ひとり親家庭等自立	得られるよう、自立のための資格取得や教育訓練へ	_ 1 × 1 = m
高等学校を卒業していないひとり親家庭の母親・父親及びひとり親家庭の児童が、高等学校を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められる高等学校卒業程度認定試験の合格を目指して民間事業者等が実施する対策講座を受講した場合、受講修了時に受講修了時給付金の支給を、高等学校卒業程度認定試験合格時に合格時給付金の支給を行います。  四子・父子・寡婦福祉資金貸付事業  のとり親家庭の母親・父親・寡婦の方(配偶者のない女子で、かつて配偶者のない女子として20歳未満の児童を扶養していたことのある方)の経済的自立を図るために必要な資金(お子さんの進学、親自身の技能	94	支援給付金事業	の給付金事業(高等職業訓練促進給付金、自立支援	ことも課
及びひとり親家庭の児童が、高等学校を卒業した者と 同等以上の学力を有すると認められる高等学校卒業 程度認定試験の合格を目指して民間事業者等が実施 する対策講座を受講した場合、受講修了時に受講修 了時給付金の支給を、高等学校卒業程度認定試験合格時に合格時給付金の支給を行います。 ひとり親家庭の母親・父親・寡婦の方(配偶者のない女子として 20 歳未満の 児童を扶養していたことのある方)の経済的自立を図 るために必要な資金(お子さんの進学、親自身の技能 こども課			   教育訓練給付金等)を実施します。	
95			高等学校を卒業していないひとり親家庭の母親・父親	
95 学校卒業程度認定 程度認定試験の合格を目指して民間事業者等が実施 こども課 する対策講座を受講した場合、受講修了時に受講修 了時給付金の支給を、高等学校卒業程度認定試験合格時に合格時給付金の支給を行います。 ひとり親家庭の母親・父親・寡婦の方(配偶者のない女子で、かつて配偶者のない女子として 20 歳未満の児童を扶養していたことのある方)の経済的自立を図るために必要な資金(お子さんの進学、親自身の技能 こども課			及びひとり親家庭の児童が、高等学校を卒業した者と	
試験合格支援事業 する対策講座を受講した場合、受講修了時に受講修   7時給付金の支給を、高等学校卒業程度認定試験合格時に合格時給付金の支給を行います。		ひとり親家庭等高等	   同等以上の学力を有すると認められる高等学校卒業	
フ時給付金の支給を、高等学校卒業程度認定試験合格時に合格時給付金の支給を行います。  ひとり親家庭の母親・父親・寡婦の方(配偶者のない女子で、かつて配偶者のない女子として 20 歳未満の児童を扶養していたことのある方)の経済的自立を図るために必要な資金(お子さんの進学、親自身の技能	95	学校卒業程度認定	   程度認定試験の合格を目指して民間事業者等が実施	こども課
格時に合格時給付金の支給を行います。  ひとり親家庭の母親・父親・寡婦の方(配偶者のない 女子で、かつて配偶者のない女子として 20 歳未満の 児童を扶養していたことのある方)の経済的自立を図 るために必要な資金(お子さんの進学、親自身の技能		試験合格支援事業	   する対策講座を受講した場合、受講修了時に受講修	
ひとり親家庭の母親・父親・寡婦の方(配偶者のない 女子で、かつて配偶者のない女子として 20 歳未満の 児童を扶養していたことのある方)の経済的自立を図 るために必要な資金(お子さんの進学、親自身の技能			了時給付金の支給を、高等学校卒業程度認定試験合	
96 母子・父子・寡婦福 祖資金貸付事業 女子で、かつて配偶者のない女子として 20 歳未満の 児童を扶養していたことのある方)の経済的自立を図 るために必要な資金(お子さんの進学、親自身の技能			格時に合格時給付金の支給を行います。	
96 日子・父子・寡婦福 社資金貸付事業 児童を扶養していたことのある方)の経済的自立を図 こども課 るために必要な資金(お子さんの進学、親自身の技能			ひとり親家庭の母親・父親・寡婦の方(配偶者のない	
96			女子で、かつて配偶者のない女子として 20 歳未満の	
るために必要な資金(お子さんの進学、親自身の技能	96		児童を扶養していたことのある方)の経済的自立を図	こども課
習得や転宅等)の貸付を行います。		仙貧金貨付事業 	るために必要な資金(お子さんの進学、親自身の技能	
			習得や転宅等)の貸付を行います。	

番号	事業名	内容	担当課
	れい知中存在。の	ひとり親家庭の方の個々の実情に応じた自立支援プ	
97	ひとり親家庭等への	ログラムを策定し、ハローワークや大阪府等と緊密に	こども課
	就労支援事業 	連携しつつ、きめ細かな支援等を行います。	
00	ひとり親家庭医療費	ひとり親家庭に対して、医療費の自己負担額の一部を	<b>伊哈左</b> 会钿
98	助成事業	助成しています。	保険年金課
	助産施設入所	経済的に困窮している妊婦が安心して出産できるよう	
99	事務事業	に、助産施設において出産する費用の補助を行って	こども課
	<b>学</b> 勿学术	います。	
	   就学援助等事務	経済的理由によって、就学が困難となっている児童・	
100	事業	生徒が義務教育を円滑に受けられるように学用品費	学校教育課
	7.7	等必要な費用の一部を助成します。	
101	   自立相談支援事業	生活困窮者自立相談支援窓口を設置し、相談支援や	福祉総務課
101	日立旧欧文版手术	就労支援を実施しています。	田山山心のカスト
102	   生活保護事務事業	生活困窮家庭に、その困窮程度に応じて必要な保護	生活福祉課
102	工和体设于初于木	を行い、最低限度の生活を保障しています。	工石田正际
		ダルビッシュ有選手からの寄付金を積み立て、子ども	
	ダルビッシュ有子ど	の福祉に役立つ事業に活用しています。	
103	も福祉基金管理運用	(例)	こども課
	事務事業	・市内児童養護施設の子どもたちをぶどう狩りへ招待	
		・中央図書館にダルビッシュ有文庫の開設 等	
104	進路選択支援事業	家庭状況及び相談内容に応じて適切な奨学金の活用	学校教育課
101		や手続きについて案内を行います。	
		本市に在住する外国人が住みやすく、また海外からの	
		来訪者が過ごしやすくなるように、大阪府国際交流財	
105	   多文化共生事業	団をはじめとする各種団体等からの生活支援等にか	市民協働
100		かる活動等について情報提供を行い、ボランティア団	ふれあい課
		体が実施している教室やイベント開催について支援し	
		ています。	
106	│ │帰国・外国人児童生	渡日間もない児童・生徒が生活するための必要な日	
	徒適応支援事業	本語の習得及び周りの児童・生徒や教員とコミュニケ	学校教育課
		ーションをとるための通訳等の支援を実施します。	
基本加	施策(3) 子どもの権利!	雍護	
	   人権擁護委員協議	法務大臣から委嘱された民間ボランティアである人権	
107	会事務事業	擁護委員が人権相談所の開設をはじめ、市内小・中	人権推進課
		学校への啓発活動を実施しています。	

番号	事業名	内容	担当課	
	票8 地域で子育てを支え			
基本抗	も策(1) 仕事と家庭(子 「	11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		
108	中小企業労働環境	労働トラブルの未然防止を図るため、労働法の基礎知	産業振興課	
	向上塾事業	識等を周知・啓発する講座を実施しています。		
	男女共同参画啓発活動推進事業	家事、育児等、家庭における役割や責任を男女がとも		
		に担い、支え合っていくための意識づくりを目的に啓	人権推進課	
109		発を行い、市民に対して、ワーク・ライフ・バランスの考		
		え方や必要性、その効果等について、積極的に情報		
		提供を行っています。		
		生活困窮家庭等の子どもを対象に、子どもの居場所		
110	子どもの居場所づく	づくりとして、生活支援、学習支援に取り組んでいる地	こども課	
110	り事業	域団体に財政支援を行うとともに、ネットワークづくりを	ことで味	
		進めています。		
基本抗	施策(2) 地域で親子の	ー 育ちを支える環境づくり		
		地域の人材を活用し、教科との関連を図りながら地域		
	<b>公人兴河北北寺</b> **	の歴史や文化を学ぶことで、身近な地域の知らないこ	学校教育課	
111	総合学習推進事業 	とを知ることができるよう、子どもたちの生涯学習の機		
		会として実施しています。		
	**   L   L = *	学校の改善を図るため、各学校に学校協議会を設置		
112	学校協議会設置事業	し、保護者や地域の意向を把握して学校運営を進め	学校教育課	
		ています。		
	家庭教育支援事業	保護者同士や地域の人と一緒に親と子の関係や子育		
		ての楽しさについて学習機会を提供し、また情報提供		
113		を行うなど「交流と気づきの場」として「親学習講座」等	社会教育課	
		を実施しています。		
	+ 1 - h A - 5	地域ぐるみで青少年健全育成のための諸活動に取り		
114	青少年健全育成	組んでいる団体に助成金を交付し、活動への支援を	社会教育課	
	関連団体支援事業 	行います。		
	私たちのまちの学校 園育み事業	地域や保護者と連携して教育講演会や体験活動、清		
115		掃活動等、地域で幅広い活動を行い、協働関係をもっ	学校教育課	
		て学校園及び園児・児童・生徒を育みます。		
116	市民フェスティバル	次代を担う子どもたちの健やかな成長を願い、愛と夢	市民協働	
	開催事業	があふれるイベントを実施しています。	ふれあい課	
	が正す本	2 05.0 m v 0 1 2 1 2 57.0 0 0 0 7 0	.5 ·1 ·1 ·1 ·1 ·1 ·1 ·1 ·1 ·1 ·1 ·1 ·1 ·1	

番号	事業名	内容	担当課
117	学校支援地域本部 事業	各校区に地域コーディネーターを配置し、学校の運営 や教育活動において地域住民による支援活動(学習 支援・環境整備・登下校の見守り等)を実施していま す。	社会教育課
118	市民プール整備事業	市の中央部に位置する中央スポーツ公園内に、子どもたちのリクリエーションの場だけでなく、学校のプール授業での活用や、高齢者等も含めた市民の健康増進の場ともなる屋内温水型の市民プールを新たに整備します。	スポーツ振興課
基本抗	も策(4) 子どもの安全を	を守る取り組み	
119	学校施設の耐震化 事業	令和3年度末までに各小・中学校の非構造部材耐震 化事業を完了させ、学校の耐震化を進めています。	教育総務課
120	学校安全対策事業	校内、学生生活及び登下校時における不審者等から の安全確保を図るため、正門付近に安全管理員を配 置して安全の対策に取り組んでいます。また、新入学 児童全員に防犯ブザーを配布しています。	教育総務課
121	地域ぐるみの学校安 全体制整備推進事 業	各学校を定期的に巡回し、警備のポイントや改善すべき点等の指導と評価やスクールガードに対する指導等を行います。	学校教育課
122	安全・安心マップ作成事業	通学路の安全点検等、地域と連携しながら安全・安心マップを作成し、子どもたちの安全の確保に努めています。	学校教育課
123	第2種交通安全施設 整備事業	子どもたちの安全を図るため、市民からの要望や危険 箇所の調査に基づいて道路の照明灯、標識、警戒標 示等を整備しています。	道路公園課
124	子どもの安全確保事業	地域ぐるみで子どもの安全を見守る環境づくりのため、「みまもってるよ。こども 110 番」のプレートを配布しています。	社会教育課
125	子どもの交通事故ゼロ運動事業	毎年、春と秋に市内の小学校・幼稚園・こども園において、登校・登園中の児童たちに交通ルールを守る指導や啓発グッズを配布し、自らの身を守る意識づけを実施しています。	道路公園課
126	防犯灯事業	暗がりの少ない安全なまちづくりのため、自治会等が 防犯灯を新設する際に費用の一部を助成しています。	災害対策課

番号	事業名	内容	担当課
127	新型インフルエンザ 等対策事業	新型インフルエンザ等感染症の発生時、市民の命を 守り社会機能に深刻な影響を最小限にとどめるため、 業務継続計画・マニュアル作成を行い、対策の検討を 行います。	健康増進課
128	青色回転灯防犯 パトロール事業	児童の登下校時間に合わせ、市内小学校の通学路等 を中心に防犯パトロール活動を行っています。	人事課
129	防災講座·防災研修 開催事業	災害発生時に的確な判断や行動がとれるように小学 生を対象に「こども防災教室」(関西大学の学生による 出前講座)を実施しています。	防災企画課
130	災害用物資備蓄 事業	災害発生時に備えて、計画的に食糧や資機材等を備 蓄します。	災害対策課



(制定 平 25.3.29 規則 17) 改正 平 27.3.20 規則 7

(趣旨)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例(昭和44年羽曳野市条例第7号)第3条の規定に基づき、羽曳野市こども夢プラン推進委員会(以下「委員会」という。)の組織、運営その他委員会について必要な事項を定めるものとする。

[執行機関の附属機関に関する条例(昭和44年羽曳野市条例第7号)第3条]

(職務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じて、執行機関の附属機関に関する条例別表に掲げる当該担任する事務 について調査及び審議をし、意見を述べるものとする。

「執行機関の附属機関に関する条例別表]

(組織)

- 第3条 委員会は、委員25人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
- (1) 学識経験者
- (2) 保健、福祉又は医療に関する団体の代表者
- (3) 教育に関する団体の代表者
- (4) 市民の代表者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 前5号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者
- 3 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任することができる。

(委員長及び副委員長)

- 第4条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期とする。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。
- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要と認める場合には、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。 (部会)
- 第6条 委員会に、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員等は、委員長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもって充てる。
- 4 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を委員会に報告しなければならない。
- 5 前条の規定にかかわらず、委員会は、その定めるところにより、部会の決議をもって委員会の決議とすることができる。

(報酬等)

第7条 委員の報酬及び費用弁償の額は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 (昭和36年羽曳野市条例第188号)の定めるところによる。

[特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 36 年羽曳野市条例第 188 号)] (庶務)

第8条 委員会の庶務は、市長公室こども未来室こども課において行う。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、委員長が定める。

附則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平 27.3.20 規則 7)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

## 3. 羽曳野市こども夢プラン推進委員会委員名簿

(敬称略)

	氏名	現職等
委員長	戸田 有一	国立大学法人大阪教育大学教育学部教授
副委員長	田辺 昌吾	学校法人四天王寺学園四天王寺大学教育学部准教授
委員	加藤 治人	医師会代表
委員	石川 緑	主任児童委員
委員	西野 成美	公立保育園園長会代表 H30. 8. 6~R1. 5. 31
委員	大西 磨里	公立保育園園長会代表 R1. 6. 1~
委員	齋藤 和正	民間保育園園長会代表
委員	風呂谷 幸蔵	埴生校区福祉委員会代表
委員	岡村 正毅	校長会代表 H30. 8. 6~R1. 5. 31
委員	上角 隆亮	校長会代表 R1. 6. 1~
委員	天見 邦子	公立園長会代表
委員	田中 昌之	白鳩羽曳野幼稚園園長
委員	内本 令子	羽曳野市青少年指導員連絡協議会代表
委員	木須井 愛	羽曳野市PTA連絡協議会代表 H30. 8. 6~R1. 5. 31
委員	伊津井 真由美	羽曳野市PTA連絡協議会代表 R1. 6. 1~
委員	久保 英美	羽曳野市こども会育成連絡協議会代表 H30. 8. 6~R1. 5. 31
委員	林 直子	羽曳野市こども会育成連絡協議会代表 R1.6.1~
委員	塚本 照美	羽曳野市更生保護女性会代表 H30. 8. 6~R1. 5. 31
委員	麻野 英子	羽曳野市更生保護女性会代表 R1. 6. 1~
委員	木村 眞知子	羽曳野市婦人団体協議会代表 H30. 8. 6~R1. 5. 31
委員	近藤 敬子	羽曳野市婦人団体協議会代表 R1. 6. 1~
委員	上間 慶子	商工会代表
委員	今川 大成	羽曳野青年会議所代表 H30. 8. 6~R1. 5. 31
委員	畑中 貴裕	羽曳野青年会議所代表 R1. 6. 1~
委員	橋本 敦子	市民公募
委員	小川 衛子	大阪府富田林子ども家庭センター H30. 8. 6~R1. 3. 31
委員	藤岡 香	大阪府富田林子ども家庭センター R1.6.1~

## 4. 羽曳野市こども夢プラン推進委員会開催経過

年月日	議事内容
	●羽曳野市こども夢プラン推進委員会について
平成 30 年 11 月9日	●子ども・子育て支援法について
平成30年11月9日	●子育て支援施策の現状について(人口等)
	●子ども・子育て支援事業計画に伴うニーズ調査について
平成 30 年 12 月 14 日	●子ども・子育て支援に関するアンケート調査(案)について
十成 30 平 12 月 14 日	●現行計画の進捗状況について
平成 31 年3月5日	●子ども・子育てアンケート結果について
十成31 年3月3日	●団体意向調査の結果について
	●基本指針の改正について
	●現行計画の振り返りについて
令和元年6月 14 日	●基本理念・基本目標について
	●就学前の教育・保育の量の見込みについて
	●市民ニーズ調査における個別意見の概要について
	●はびきのこども夢プラン(骨子案)について
令和元年8月2日	●ニーズ量(就学前教育・保育及び子ども・子育て支援事業)について
	●はびきのこども夢プラン「講演会」について
	●はびきのこども夢プラン諮問について
令和元年 11 月 13 日	●はびきのこども夢プラン【素案】について
	●はびきのこども夢プラン講演会の報告について
	●パブリックコメントでの意見と回答について
令和2年2月 17 日	●はびきのこども夢プラン(案)について
	●答申案について

羽市ご第 3406号 令和元年11月13日

羽曳野市こども夢プラン推進委員会 委員長 戸田有一様

羽曳野市長 北川嗣雄

## 諮 問 書

「子ども・子育て支援法」第61条、「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づき、はびきのこども夢プラン(羽曳野市子ども・子育て支援事業計画、羽曳野市次世代育成支援行動計画、羽曳野市母子保健計画)の策定に際して、貴委員会に意見を求めます。

## 答申書

羽曳野市長 北川嗣雄様

羽曳野市こども夢プラン推進委員会 委員長 戸田有一

「羽曳野市子ども・子育て支援事業計画(第2期)、羽曳野市次世代育成支援行動計画(後期)、 羽曳野市母子保健計画(後期)」(はびきのこども夢プラン)の策定について(答申)

令和元年 11 月 13 日付け羽市こ第3406号をもって当委員会に諮問のあった標記の件について、審議検討を行ってまいりました。

この度、審議結果を取りまとめましたので、これを答申します。

本答申は、これまで進めてきた計画の基本理念である「ひとりじゃないよ!いっしょに育とう~子どもたちが輝き、未来への夢と安心をはぐくむまち、はびきの~」を継承し、子育て家庭に加えて、学校、地域、事業者等が子どもの育ちを支え、子どもの育ちを通して大人も一緒に成長することができるまちづくりを推進し、子どもの笑顔が絶えないまちを目指すものとなっています。

当委員会における答申や意見をはじめ、パブリックコメントに寄せられた市民の意見を十分参考にしつつ、計画に基づいて事業を推進されることを希望し、下記の意見を具申します。

記

- (1)子どもの視点にそった行政施策を展開し、子どもの成長段階に応じた切れ目のない支援をより一層充実させること。また、子どもの育成環境に配慮し、子ども一人ひとりが適切な環境のもとで健やかに、また、安全に成長することができるよう、社会の動きに合わせて柔軟に事業を推進すること。
- (2) 児童虐待が社会問題となる中で、どのような環境においても子どもの生命と人権が守られるよう、子どもや家庭の状況を把握できる体制の充実を図るとともに、保健・福祉・教育・保育等の関係機関が十分に連携しながら取り組んでいくこと。
- (3) 少子化や国際化が進むわが国では、外国人や様々な文化等への理解が求められる時代が訪れている。言語や文化等の違いによる不利益を被ることのないよう、関係各課や諸機関が十分に連携をしながら取り組んでいくこと。

- (4)激しく変化する社会にあっても、次世代の人々が、一人ひとりの人生を大事にして共に生きていけるように、時代を先取りした教育を提供できるように研究を重ね、愛着がもてるまちづくりに努めること。
- (5) 近隣市町村との連携・交流の機会を創出し、互いの取組について研鑽を積むことで、羽曳野市とその近隣市町村の子育て環境が向上することを期待する。
- (6)計画の推進にあたって、庁内はもとより、学校や市民、事業者等にも本計画の理念を周知し、理念を共有したうえで事業を実施することを期待する。
  - また、当委員会等を通じて毎年度計画の進捗や評価を行い、適宜計画の修正を行うなど、計画の推進時でも市民の意見を踏まえ、市民が参画できるように配慮すること。
- (7)市民の意見については、具体的には、パブリックコメントや本委員会で多数のご意見が出された「中学校給食」「市民プール整備事業」「放課後児童健全育成事業」等について、引き続き、最適なあり方について検討していくこと。

以上

#### 7. 計画素案に対するパブリックコメントでの市民意見

#### (1)パブリックコメント実施要領

#### 【目的】

就学前の教育・保育や地域の子ども・子育て支援事業の円滑な実施に関する計画として「はびきのこども夢プラン」を策定するにあたり、こども夢プラン推進委員会において審議し、取りまとめた計画素案に対して幅広く市民の皆様からのご意見や提言をいただき、その内容を計画に反映するために実施しました。

#### 【募集期間】

令和元年12月2日(月)~27日(金)午後5時まで

#### 【閲覧場所】

市ウェブサイト・市役所こども課・羽曳野市支所・市立図書館

#### 【有効意見数】

76件(メール9件・FAX7件・持参1件)

#### (2)パブリックコメントでの主な意見内容

#### ◎教育・保育、地域子育て支援事業について

- ・病児保育の仕組みを検討してほしい。
- ・公立の幼稚園や保育所の統合によるリスク等を検証し、子どもや保護者にやさしいこども園に してほしい。
- ・希望する保育施設に入園できるようにしてほしい。
- ・すべての公立幼稚園で3歳児の受け入れと、もっと地域に根差した幼児教育を実施してほしい。

#### ◎放課後児童健全育成事業(学童保育)について

- ・利用者数は年々増加している状況のため、指導員の確保や身分保障をお願いしたい。
- ・多様化している子どもの過ごし方への対応をお願いしたい。
- ・民間学童への助成、または、市の認可施設にしてほしい。
- ・土曜日を通年開設してほしい。

#### ◎重点施策(事業)について

- ・はびきの中学生 study-O 事業の開催回数や場所を増やしてほしい。
- ・若い世代が住みたいと思うように、市の事業にしっかり取り組んでほしい。

### ◎子どもの遊び場や居場所について

- ・屋内や屋外で子どもが自由に遊べる場所を確保してほしい。
- ・子どもの体力不足等の課題を解決するため、魅力ある公園をつくってほしい。

#### ◎支援が必要な家庭(子ども)への支援について

- ・こども園に移行しても、支援が必要な子どもの居場所をなくさないでほしい。
- ・外国につながりのある家庭や子どもが安心して生活できる環境をつくってほしい。

### ◎その他

- ・新しい給食センターは、中学校全員給食を入れた計画にしてほしい。
- ・市民事業プール整備事業は、小学校・中学校のプール事業と連携した形で将来の計画を立てて ほしい。
- ・10 代の喫煙率や飲酒率を下げるため、子どもの居場所づくり等、予防的な対策に取り組んでほしい。